

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して
寄せられた御意見等について

令和 4 年 5 月 3 1 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課・化学物質対策課

標記について、令和4年2月17日から同年3月18日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計152件の御意見をいただき、うち146件は本件に関する御意見、残り6件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	SDS 等による情報伝達の強化で、ホームページのアドレスを伝達することにより通知する方法について、 ・アドレスを伝達し、そこから SDS を入手することを求めることで譲渡提供者は SDS の交付義務を果たしたことになるのか。 ・ホームページのアドレスの伝達による SDS の交付は、労働安全衛生法第 57 条の 2 の通知の趣旨にあわないのではないのか。 ・ホームページから SDS を容易に入手できるようにするためインターネットによる伝達の条件を細かく規定すべき。メーカーの開示方法のガイドラインが必要ではないか。	譲渡提供を行う事業者は、SDS をインターネットにより提供しようとする場合は、相手方に SDS が掲載されたホームページアドレスや二次元コード等を伝達するとともに、その閲覧を求めることにより、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 57 条の 2 第 1 項の通知を実施したこととなります。この場合、例えば当該物質の SDS を直接閲覧できる URL 又は二次元コードを伝達する等、相手方が容易に確認可能な方法で伝達することが必要となります。
2	流通事業者が SDS を交付する際、製造元、輸入元、販売元の SDS を閲覧できるホームページのアドレスを伝達することにより通知する方法は可能か。この際、流通事業者の情報は電子メールで送信することは認められるか。	御指摘のような方法は可能です。例えば、流通事業者においては、製造・輸入元のホームページのアドレスの伝達とあわせて自社の名称、住所及び電話番号を電子メール等で伝達する方法や、製造・輸入元の SDS に自社の名称、住所及び電話番号を併記したものを自

		社のホームページに掲載し、そのアドレスを伝達し、閲覧を求める方法などが考えられます。
3	SDS を相手方の承諾を要件とせず電子メールで送信する方法は、いわゆる迷惑メールになり得るのではないかな。	<p>相手方の承諾は要件としませんが、相手方にメールを送付する際に電子メールアドレス等を確認すること等により、迷惑メールになることがないように配慮する必要がある旨を、譲渡提供者に対して注意喚起してまいります。</p> <p>なお、SDS は、化学物質を取り扱う上で重要な情報が記載されており、通知を受けた事業者は、その情報をもとにリスクアセスメントやばく露防止対策を実施する必要がありますので、電子メールによる SDS の通知を受けた事業者につきましては、当該電子メールを確認の上、適切な対応をお願いいたします。</p>
4	SDS を電子メールで送信する場合、通知した証拠の保存義務はあるのか。これに対する罰則はあるのか。	<p>安衛法関係法令において、SDS を電子メールで送信した場合の送信記録の保存義務は課しておらず、送信記録の保存に関する罰則もありません。各事業者において、管理上の必要に応じて保存の要否を判断してください。</p> <p>なお、SDS の交付自体については、安衛法第 57 条の 2 に基づくものであり、罰則の対象ではありませんが、違反した場合は行政機関による指導の対象となります。</p>
5	<p>SDS をホームページのアドレスを伝達することにより交付する場合、譲渡提供者が SDS を更新したことが相手側に伝わらなくなってしまうのではないかな。譲渡提供者が SDS を更新した際には電子メールで相手方に伝える等の仕組みが必要ではないかな。</p> <p>SDS を相手方の承諾なしにホームページのアドレスや二次元コードで伝達してしまうと、SDS が更新された際に譲渡提供を受ける事業者に伝わらない。また、あらゆる方法で SDS を通知されると譲渡提供を受ける事業者において SDS を集約しづ</p>	<p>SDS の交付方法については、より円滑に情報伝達が行われるようにするため、事前に相手方の承諾を得なくとも、電子メールでの送信、SDS が記載されたホームページアドレスや二次元コード等を伝達するとともにその閲覧を求めることによる方法を認めるものです。</p> <p>安衛法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、SDS の通知事項について、変更を行う必要が生じたときは、その変更後の内容を速やかに譲渡提供した相手方に通知する努力義務があります。また、SDS の通知事項のうち「人体に及ぼす作用」については、今回の改正により、定期的に記載内容の変更の要否の確認を行</p>

	<p>らくなるため、相手方の承諾を要件としていただきたい。</p>	<p>い、更新が必要な場合は更新を行った上で、適切な時期に変更内容の通知を行うこととしています。</p> <p>SDS を更新した際の再通知については、販売記録等をもとに譲渡提供先に電子メール等で再通知する方法のほか、譲渡提供者のホームページにおいて SDS を更新した旨を更新履歴への記載等により分かりやすく周知し、譲渡提供時に伝達したホームページの URL 又は二次元コードから常に最新の SDS を閲覧できるようにする等、対象物質の更新後の SDS が容易に確認できる方法により通知を行うことも考えられます。なお、ホームページ掲載による SDS の通知の場合には、譲渡提供を受けた事業者が適宜当該ホームページを閲覧し、更新の有無について確認することが望ましいと考えます。</p>
6	<p>SDS の 5 年ごとの更新要否の確認、変更の場合の再通知義務に関して、譲渡提供者がホームページに SDS を掲載し、ユーザーが都度確認するのはユーザー側の負荷が高くなるため、SDS のデータベースを構築し、譲渡提供者がデータベース上に SDS を登録し、相手方がデータベース上からダウンロードできるようにする仕組みを行政で検討いただきたい。</p>	<p>SDS のデータベース化については、メーカー・ユーザー双方のメリット・デメリットと、費用対効果の面から、その要否について今後検討してまいります。</p>
7	<p>SDS の通知事項の 1 つである「人体に及ぼす作用」について、5 年以内ごとに 1 回、記載内容の変更の要否を確認するとの規定について、「少なくとも 5 年以内に 1 回」という表現の方がよいのではないか。</p>	<p>一般的な法令における用例等を踏まえ、「5 年以内ごとに 1 回」としておりますが、これは当然に 5 年より短い期間で確認することも含んでいます。</p>
8	<p>SDS の通知事項の 1 つである「人体に及ぼす作用」について、5 年以内ごとに 1 回、記載内容の変更の要否を確認し、記載内容に変更があるときは確認をした日から 1 年以内に更新し、当該 SDS の通知を行った相手方に対して変更内容を通知しなければならないこととする規定について、譲渡提供者に再通知の義務を課すの</p>	<p>安衛法第 57 条の 2 に基づく通知内容については、譲渡提供先の相手方に必ずしも SDS の内容について十分な知見があるとは限らず、譲渡提供者が確認し変更することが適当であることから、譲渡提供者に対して SDS の通知事項である「人体に及ぼす作用」の記載内容の変更の要否の確認や更新、更新内容の通知を求めることとしております。</p>

	<p>ではなく、使用する側の責任として、使用している事業者から譲渡提供者に対し SDS の更新を確認し SDS を入手する義務を課すのがよいと考える。</p>	<p>なお、ホームページ掲載による SDS の通知の場合には、譲渡提供を行う事業者のホームページで SDS を変更した旨を更新履歴への記載等により分かりやすく周知し、譲渡提供時に伝達したホームページの URL 又は二次元コードから常に最新の SDS を閲覧できるようにする等、対象物質の更新後の SDS が容易に確認できる方法により通知を行うことも可能です。この場合には、譲渡提供を受けた事業者が適宜当該ホームページを閲覧し、更新の有無について確認することが望ましいと考えます。</p>
9	<p>SDS の通知事項の 1 つである「人体に及ぼす作用」の定期的な確認について、施行後に発行する SDS より義務が適用されるのか。</p>	<p>SDS の「人体に及ぼす作用」の 5 年以内ごとに 1 回の定期的な確認については、施行日前に作成された SDS も対象となります。</p> <p>施行日（令和 5 年 4 月 1 日）時点において現に存する SDS については、施行日から 5 年以内（令和 10 年 3 月 31 日まで）に 1 回目の確認を行う必要があります。</p>
10	<p>SDS の通知事項の 1 つである「人体に及ぼす作用」の定期的な確認、更新及び再通知について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間以上販売がない製品についても対応が必要か。 ・更新内容を通知する相手方は更新を確認した日から更新した日までに提供した相手方でよいか。 ・過去に通知を行った相手方でも現在は当該製品を販売していないことがあるが、再通知が必要な相手方の範囲はどこまでか。当該製品の使用期限を過ぎた場合は通知不要でよいか。 ・インターネットを通じた伝達ではなく譲渡提供先に情報更新を確実に伝えることを義務化すべき。 ・再通知は、通知を行った相手方を管理して個別に連絡しなければならないのか。 	<p>SDS の更新内容の再通知については、更新内容を確認した日より前に譲渡提供した相手方も対象となりますが、その期間については、各事業者における譲渡提供先に関する情報の保管期間や対象物質の使用期限等を踏まえて合理的な期間とすれば足够了。また、譲渡提供先に関する情報を保管している場合は譲渡提供先に直接連絡することが望ましいですが、譲渡提供を行う事業者のホームページで SDS を変更した旨を更新履歴への記載等により分かりやすく周知し、譲渡提供時に伝達したホームページの URL 又は二次元コードから常に最新の SDS を閲覧できるようにする等、対象物質の更新後の SDS が容易に確認できる方法により通知を行うことも可能です。なお、販売を中止した製品については情報の確認・更新・再交付の義務はありませんが、対象物質の使用期限等を踏まえて一定の期間は情報の確認・更新・再交付を行うことが望ましいと考えます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・更新した SDS がホームページで閲覧できる状態であれば条件を満たすと考えてよいか。 ・顧客情報管理やコスト面の観点から、ホームページ上での通知を認めてほしい。 	
11	SDS の通知事項の 1 つである「人体に及ぼす作用」の定期的な確認について、多くの製品を扱う事業者は 5 年以内ごとに全ての SDS の内容を確認するのは非現実的であり、新しい知見が得られたとき、法令改正があったときに SDS の内容を確認することにしてほしい。	SDS の通知事項のうち、「人体に及ぼす作用」については、当該物質の有害性情報であり、リスクアセスメントの実施に当たって最も重要な情報であることから、5 年以内ごとの確認を新たに義務付けるものです。定期的な確認というのは、新しい知見が得られたかどうかを 5 年以内ごとに確認いただくことであり、この確認自体が変更の要否の確認となると考えております。
12	SDS の通知事項の 1 つである「人体に及ぼす作用」の定期的な確認について、多くの混合物を扱う事業者においては、物質を基準とすると毎年確認を行わなければならないため、製品としての混合物を基準に 5 年以内ごとの確認とすることを認めてほしい。	製品が混合物の場合、当該混合物に対して SDS の交付義務がかかっていることから、当該混合物たる製品として 5 年以内ごとに 1 回更新の要否を確認し、記載内容に変更があるときは確認した日から 1 年以内に更新すればよいこととなります。
13	5 年以内ごとに SDS の更新を確認し、内容変更がある場合は 1 年以内に再交付とあるが、SDS を再交付すべき変更内容を具体的に示してほしい。5 年以内ごとに 1 回記載内容の変更の要否を確認する対象は、「（その通知対象物の）人体に及ぼす作用」のみでよいか。	本改正省令による改正後の労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）第 34 条の 2 の 5 において、SDS の通知事項のうち「人体に及ぼす作用」について、5 年以内ごとに 1 回、記載内容の変更の要否を確認し、記載内容の変更が必要な場合には、1 年以内に更新し、更新後適切な時期に相手方への再通知を行うこととしています。 その他の SDS の通知事項については、安衛法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、変更を行う必要が生じたときは、その変更後の内容を速やかに譲渡提供した相手方に通知する努力義務があります。
14	SDS の「人体に及ぼす作用」について、内容変更した場合の 1 年以内の再交付とは、更新情報を確認した日から 1 年以内に、SDS を改訂し、販売先へ提供することを意味するのか。	SDS の通知事項のうち「人体に及ぼす作用」については、5 年以内ごとに 1 回、記載内容の変更の要否を確認し、記載内容の変更が必要な場合には、1 年以内に更新を行う必要があります。その上で、当該変更内容に関する

		譲渡提供先への通知につきましては、適切な時期に行っていただくこととしております。
15	譲渡提供者に SDS の5年ごとの更新要否の確認、変更の場合の再交付義務が課せられれば、譲渡提供を受ける事業者側は待ちの状態でも最新の情報が必ず来ると考えてよいか。	SDS を更新した際の再通知は譲渡提供者が行うこととなりますが、ホームページ掲載による SDS の通知の場合には、譲渡提供を受けた事業者が適宜当該ホームページを閲覧し、更新の有無について確認すること、更新の有無について不明点があれば、譲渡提供を受けた事業者から譲渡提供者に対して必要に応じて問合せをすることが望ましいと考えます。
16	SDS の5年ごとの更新要否の確認、変更の場合の再通知義務に関して、確認の結果、有害性情報に更新がなければ SDS の更新は不要であるにもかかわらず、ユーザー側の理解不足により5年ごとの更新を必須と思い込み、譲渡提供者が不必要な過剰対応を求められることがあるので、適切な周知を徹底してほしい。	今回の制度改正の内容について、適切な周知を図ってまいります。
17	SDS による通知において、被通知側による受領の確認は要しないと考えてよいか。	譲渡提供した相手方の受領確認の要否については、法令上の義務はありません。
18	一般消費者向け製品を販売しているが、求められた場合に SDS を発行している。この場合であっても SDS の5年に1回の定期的な確認、更新及び再通知が必要か。	御指摘の SDS の定期的な確認等に係る規定は、安衛法第57条の2第1項の通知対象物に係る SDS に関する規定です。主として一般消費者の生活の用に供される製品については、通知の義務対象から除外されているものであるため、SDS の5年に1回の確認等の義務はありません。
19	SDS の5年以内ごとの情報の更新状況を確認する義務について、対象の SDS の数が膨大であり、担当者も少数のため、義務ではなく努力義務にする等、中小企業等でも遵守できる制度とすべき。	SDS の通知事項のうち「人体に及ぼす作用」については、リスクアセスメントの実施に当たって最も重要な情報であることから、5年以内ごとの更新の必要性の確認を新たに義務付けるものです。 なお、その他の SDS の通知事項については、更新及びその相手方への通知は、努力義務となっております。
20	SDS の5年以内ごとの記載内容の変更の要否の確認において、変更の必要がないことを確認した場合は、SDS を改訂しなく	SDS の記載内容の変更の要否を確認した結果、変更の必要がない場合には SDS を改訂する義務はありません。また、SDS の記載内容

	<p>てよいか。当該 SDS は、確認結果を譲渡提供する相手方に通知することなく使用し続けてよいか。</p>	<p>に変更の必要がない場合は、相手方に通知を行う必要もありません。</p> <p>ただし、各事業者において SDS の改訂情報を管理する上で、変更の必要がないことを確認した日を記録しておくことが望ましいと考えます。</p>
21	<p>SDS の「人体に及ぼす作用」の 5 年ごとの更新要否の確認、変更の場合の再交付義務について、「人体に及ぼす作用」は対象製品の危険有害性という理解でよいのか。それ以外の項目の更新の場合は変更内容を通知する義務はないのか。これを守らなかった場合に罰則はあるのか。</p>	<p>SDS の通知事項である「人体に及ぼす作用」は、対象物質の有害性の情報になります。安衛法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、SDS の記載内容を更新したときは、その内容を速やかに譲渡提供した相手方に通知する努力義務があります。また、通知事項のうち「人体に及ぼす作用」については、今般の改正により、定期的に記載内容の変更の有無の確認を行い、更新した場合は譲渡提供した相手方に適切な時期にその内容の通知を行うこととしています。SDS の交付については、安衛法第 57 条の 2 に基づくものであり、罰則の対象ではありませんが、違反した場合は行政機関による指導の対象となります。</p>
22	<p>SDS の「人体に及ぼす作用」の 5 年ごとの更新要否の確認について、リスクアセスメントする際に「人体に及ぼす作用」だけでは情報が足りないため、「成分情報」「有害性情報」「法令情報」についても、追加をお願いしたい。</p>	<p>SDS における「人体に及ぼす作用」については、当該物質の有害性情報であり、リスクアセスメントの実施に当たって最も重要な情報であることから、定期的な更新を新たに義務付けるものです。なお、「成分及びその含有量」及び「適用される法令」等については、安衛法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、変更を行う必要が生じたときは、その変更後の内容を速やかに相手方に通知することを努力義務としております。</p>
23	<p>SDS の通知事項の改正について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーンの中で改訂された SDS が伝達され、各事業者が SDS 改訂の作業を完了させるのには時間を要する。今般の改正対象となる SDS は極めて多数であること、SDS の記載変更については、SDS 作成等の社内システムの変更も必要となることから、公布から施行まで 4 年の猶予期間を要望する。 	<p>SDS の通知事項の追加については、事業場における化学物質による労働災害を防止するため、可及的速やかに施行する必要がある一方、事業者において SDS の改訂に要する時間を考慮し、令和 4 年 2 月 24 日に公布した「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号）」において、SDS 通知対象物質に 234 物質を追加することとあ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDS の改訂は JIS の改訂時期にあわせて企業の負担を最小限にする配慮をすべき。 ・ SDS の成分及び含有量の記載方法の改正について、施行日が令和 6 年 4 月 1 日になっているが、令和 6 年の SDS 通知対象物質追加と両方の対応は非常に困難。既に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）における対象物質の改正や、令和 3 年度の通知対象物質の追加に係る改正への対応を行う上で、原料メーカーに遡って調査しているが、回答が滞っているメーカーが多くある。原料メーカー全社の回答が出ないと、エンドユーザーは SDS の作成ができない。SDS 通知対象物質の追加が落ち着くまでは、この規定は施行すべきではない。 ・ SDS 改訂には非常に多くの時間と労力を要するため、施行までの期間を延長してほしい。 	<p>わせて、令和 6 年 4 月 1 日の施行としています。</p>
24	<p>SDS の成分及び含有量の記載に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 含有量の濃度範囲での記載、営業上の秘密に当たる場合の記載の省略を認めてほしい。 ・ 重量パーセントの記載が必須化となっているが、製品によってロット毎に含有量が変動する場合、海外から輸入する製品で輸入元からの情報が幅表示による濃度しか得られない場合、原料数が多く海外からの輸入品（特に混合物）で重量パーセントの数値情報が間に合わない場合、営業上の秘密を秘匿する必要がある場合には今までどおり幅表示での記載を認めてほしい。 ・ 含有量の幅表示が認められなくなれば、多くの国で運用されているルールと異なるものになるのではないか。 	<p>SDS における成分の含有量の記載方法については、重量パーセントでの表記とすることは、国連 GHS 文書及び JIS Z7253 の原則に従って記載するように変更するものです。</p> <p>JIS Z7253:2019 では「濃度又は濃度範囲を記載」することとなっており、今回の改正では、重量パーセントの記載を原則としますが、製品の特性上、含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能です。</p> <p>また、「成分及び含有量」が営業上の秘密に該当する場合については、SDS にはその旨を記載の上で成分及び含有量の記載を省略し、必要に応じて秘密保持契約等を結び別途通知することが可能です。なお、秘密保持契約の締結によらずとも、事業者間で合意し情報伝達できる方法であれば差し支えありません。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・含有量について 10%刻みの記載でよいこととしていた従来の規定を、合理的な成分含有量の範囲の記載に変更することとした趣旨を明確にすべき。 ・多数の成分を含む混合物について、含有量を開示すると営業上の秘密が保てない。営業上の秘密の開示は企業の技術情報の漏えいにつながる。 ・営業上の秘密に当たる場合の記載の量略についても改正省令案に含めるべき。 ・営業上の秘密に当たる情報の開示に当たって、秘密保持契約の締結を求めても受け入れられない場合はどうしたらよいか。 ・営業上の秘密に当たる情報の開示に当たって、秘密保持契約を頻繁に使用されると情報伝達が滞ることから、秘密保持契約は限定的にすべき。 ・営業上の秘密に当たる情報の開示に当たって SDS とは別に提供することは、SDS 作成とは別のシステムが必要になってしまい、かえって困難である。 ・含有量の重量パーセントの記載を義務付けると、企業は機密情報の漏えいを防ぐため SDS の交付先を絞らざるをえなくなり、法令の趣旨に反することになるのではないか。 ・成分及び含有量の通知の規定を守らなかった場合に罰則があるのか。 	<p>なお、SDS の交付については、安衛法第 57 条の 2 に基づくものであり、罰則の対象ではありませんが、違反した場合は行政機関による指導の対象となります。</p>
25	<p>SDS の成分及び含有量について重量パーセントの記載を求めるとなっているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務ではなく努力義務と解釈してよいか。 ・製品の性質等により必ずしも重量パーセントで求められるものではないため、「重量」を削除してほしい。 ・気体（ガス）の場合は容積比の表示が一般的であり、容量パーセントの表記を認めてほしい。 	<p>改正安衛則第 34 条の 2 の 6 において、SDS における「成分及び含有量」について、重量パーセントによる記載を行うことが義務となります。なお、成分の含有量の通知方法については、平成 12 年 3 月 24 日付け基発第 162 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」により、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセント以外の表記でもよい</p>

		こととしており、今回の改正後もその取扱いに変更はありません。
26	SDS の成分及び含有量の重量パーセントの記載について、重量パーセントを知っても講ずる対策に大きな違いはないものと考えている。一方で重量パーセントを記載することにより重要な技術情報を漏えいすることにならないか危惧している。	化学物質の成分及び含有量は、リスクアセスメントを実施し必要な対策を講ずる上で重要な情報と考えています。なお、「成分及び含有量」が営業上の秘密に該当する場合には、SDS にはその旨を記載の上で成分及び含有量の記載を省略し、必要に応じて秘密保持契約等を結び別途通知することが可能です。
27	安衛法の通知対象物質であっても独自の試験などの結果、GHS 分類の区分がつかない結果となった場合、SDS の「人体に及ぼす作用」や「危険性又は有害性の要約」に記載すべき情報がない場合もあるが、問題ないのか。	事業者が独自に持つ情報により分類した結果に基づいて SDS を作成すれば問題ありませんが、そのように判断した根拠を記載しておく必要があります。
28	開発品では組成の異なる多くのサンプルを顧客へ提出するため、多くの SDS を作成しなければならない。開発品の SDS については重量パーセントの記載を除外できないか。	SDS の交付については、安衛法令上、取扱量による適用除外はありません。開発品のサンプル提供であっても、当該通知対象物の危険有害性情報の伝達のため、必要な項目が記載された SDS の交付が必要です。
29	製造上の要因ではなく、類似製品の SDS を包括的に作ることを目的として幅表記にすることは認められるか。	類似製品であっても、元の製品と成分及び含有量が異なる場合には、それぞれの製品に応じて成分及び含有量を記載することが必要です。
30	SDS の成分及び含有量の重量パーセントの記載について、どのくらいの範囲の記載を求めているのか。	SDS の含有量の記載方法については、重量パーセントの記載が原則となりますが、製品の特性上、含有量に幅が生じるもの等については、国連 GHS 文書及び JIS Z7253:2019 に沿って濃度範囲による記載も可能とすることとしています。濃度範囲で記載する場合は、実際の製品の仕様上合理的な濃度範囲を記載することとなります。
31	SDS の成分及び含有量の記載について、有効数値何桁で記載すべきか。	安衛法関係法令では、SDS に記載する含有量の有効数字の桁数を定めていませんので、各製品の仕様上合理的な桁数で記載してください。
32	SDS の通知事項に「想定される用途」を追加することは非常に良いと思う。	制度の適切な運用に努めてまいります。

33	<p>輸入の際、輸入依頼元から製品の用途情報を営業秘密とされる場合があり、SDSの「想定される用途及び使用上の注意」の確認が困難である。その場合、仕入先から一般的な用途及び使用上の注意の情報を入手して記載するしかないが、それで良いか。</p>	<p>輸入を行う事業者として入手可能な情報の範囲内で、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していただくようお願いいたします。</p>
34	<p>SDSの通知事項に追加される「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」とは、JIS Z7253:2019の第何項に該当するのか。JIS Z7253の第1項に記載の「化学品の推奨用途」、「使用上の制限」に該当すると考えて良いか。これを守らなかった場合に罰則はあるのか。</p>	<p>「JIS Z7253:2019 附属書 D D.2 項目1—化学品及び会社情報」には、「必要な場合には、化学品の推奨用途を記載することが望ましい。また、使用上の制限について、安全の観点から可能な限り記載するのが望ましい。」との記載があり、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」は、JIS Z7253における化学品の推奨用途と使用上の制限に相当するものです。</p> <p>なお、SDSの交付については、安衛法第57条の2に基づくものであり、罰則の対象ではありませんが、違反した場合は行政機関による指導の対象となります。</p>
35	<p>SDSの通知事項の「想定される用途及び使用上の注意」について、複数の記載例を示してほしい。推奨用途で必要とされる保護具の種類の記事内容について、どのようなことを記載するのか、記載例を示してほしい。</p>	<p>SDSの通知事項である「想定される用途及び使用上の注意」、推奨用途で必要とされる保護具の種類の記事内容については、事業者団体が公表する記載例を参考にさせていただきようお願いいたします。</p>
36	<p>SDSの通知事項となる「推奨用途と使用上の制限」について、使用上の制限を記載した場合、それ以外の用途では使用上の制限が無いと誤解されると考えるため、「使用上の制限」の項目を削除してよいか。</p> <p>SDSの通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加とあるが、この記載以外の使用は禁止又は控えるという意味か。そうでない場合、「使用上の注意」の記載で十分ではないか。</p>	<p>SDSには、譲渡提供を行う者が想定している用途における使用上の注意や保護具の種類等を記載し、譲渡提供を受けた者は、SDSの情報を参考にリスクアセスメントを実施し、使用する保護具を選択することとなります。</p> <p>また、想定される用途（推奨用途）以外で使用する場合には、使用上の注意に関する情報がないことを踏まえて、使用する側でリスクアセスメントを実施する必要があります。</p> <p>「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」をSDSに記載することは、「想定される用途」以外での使用を制限するものではなく、譲渡提供を受けた者がリスクアセ</p>

		<p>メントを実施する際に必要な情報になりますので、適切に記載していただくようお願いします。</p>
37	<p>SDS の記載内容について追加変更が発生するが、その詳細について早急にガイダンスなどで示してほしい。</p>	<p>改正省令の具体的な運用については、施行通達等でお示ししております。また、SDS の記載例については、事業者団体が公表する記載例も参考にさせていただくようお願いします。</p>
38	<p>事業場内で別容器等で保管する場合の名称及び人体に及ぼす作用の明示について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造現場で使用する容器にラベルを貼ると容器からラベルが剥がれて製造中の製品に混入するリスクがあるため、文書の交付や使用場所に掲示する方法が好ましい。 ・小分け容器は小さいため、簡略化のため容器に成分名の表示と GHS マークの添付のみ実施することを許容できないか。 ・小分け容器は小さいため、容器に全てを明示することは困難であり、保管場所への SDS の掲示等でよいか。 ・「当該容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法により」のその他の方法を具体的に記載してほしい。 ・取り扱う化学物質の物理化学的性状、毒性、必要な保護具等について作業員への教育を実施の上で製造を行っている。これにより「当該物の名称及び人体に及ぼす作用を明示」を充足しているか。 ・明示の方法として、「JIS Z7253 5.3.3 作業場内の表示の代替手段」に示された方法を選択してもよいか。 ・二次元コードでの明示は可能か。 	<p>事業場内で別容器等で保管する場合の名称及び人体に及ぼす作用の明示については、ラベル表示、文書の交付、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器を設置すること等、各事業場での取扱い方法に応じて労働者に確実に伝達できる方法で実施してください。</p> <p>「JIS Z7253 5.3.3 作業場内の表示の代替手段」に示された方法によることも可能です。</p> <p>なお、二次元コードでの明示も可能ですが、その場合には、労働者が取扱い時に容易にその内容を確認できるような環境を社内で構築することが必要です。</p>
39	<p>事業場内で別容器等で保管する場合の名称及び人体に及ぼす作用の明示について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する化学物質を計量し他容器に移し替えるが保管しない場合にも表示義務 	<p>ラベル表示対象物を他の容器に移し替えて保管したり、自ら製造したラベル表示対象物を容器に入れて保管する場合は対象となります。他容器に一時的に移し替えるだけで保管せず、その場で使い切る場合等は、保管す</p>

	<p>が発生するか。容器を移し替える時点で該当ということか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一又は一定の作業者により限定的な作業空間内で作業が完結する場合、当該規定の適用対象外としてほしい。 ・どの程度保管するものが対象となるのか、どのような行為を指すか提示してほしい。 ・希釈した場合や他の対象物質と混合した場合の取扱いについて明確にすべき。 	<p>る場合には該当しないため、対象とはなりません。</p> <p>なお、希釈又は混合したものを保管する場合には、希釈又は混合した物に対して名称及び人体に及ぼす作用の明示が必要です。</p>
40	<p>小分け容器で保管する場合の小分け容器への表示は、専ら小分けを行う事業者に課せられるものであり、当該化学品等を製造したものに課せられる訳ではないという理解でよいか。</p>	<p>ラベル表示対象物を小分け容器で保管する際の明示については、実際に小分けを行いラベル表示対象物を使用する事業者に義務が課せられるものであり、製造者及び譲渡提供を行う者に義務を課しているものではありません。</p>
41	<p>「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること」の最小限度とは、日本産業衛生学会やACGIHの許容濃度あるいは管理濃度以下と考えてよいか。最小限度の目安は定められるのか。</p>	<p>リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣がばく露濃度の基準を定める物質については、当該濃度基準以下に管理することが必要です。当該濃度基準は、厚生労働大臣告示において、順次設定していきます。</p> <p>それ以外のリスクアセスメント対象物については、ばく露濃度の最小限度の基準はありませんが、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、可能な限りばく露濃度を最小限に抑えていただくことが必要となります。</p> <p>なお、ばく露濃度の基準がない物質であって、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露濃度を最小限に抑える方法も考えられます。</p>
42	<p>リスクアセスメント対象物のばく露低減措置として記載されている「発散源を密閉する設備等」には局所排気装置も含まれるか。また、これらの設備や保護具を使った場合、これらの点検や整備を行い、性能等を鑑み適切に使用出来ていると判断</p>	<p>記載した方法は例示であり、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させる手法については、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働などを含め、リスクアセスメントの結果を踏まえて各事業場で決定することとなります。</p>

	<p>できれば、実測無しでばく露を低く抑えられていると判断していいのか。</p>	<p>ばく露評価に当たっての実測の要否については、各事業場における対象物の取扱量や取扱方法によって異なると考えられますが、測定方法の選択及び測定頻度の検討に当たって参考となる事項については、今後検討してお示しする予定です。</p>
43	<p>「労働者がリスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される程度を最小限度にすることに努めること」について、「リスクアセスメント対象物以外の物質」とはどのような意味か。表現が曖昧で何を実施すべきか分からない。</p>	<p>「リスクアセスメント対象物以外の物質」とは、安衛法第57条の3の規定に基づくリスクアセスメントの実施が義務付けられている物質以外の化学物質を指します。</p> <p>リスクアセスメント対象物へのばく露低減措置については法令上の義務となっておりますが、それ以外の化学物質についても、ばく露低減措置を努力義務とすることとしているものです。</p>
44	<p>リスクアセスメント対象物のばく露低減措置として「有効な呼吸用保護具の使用等」と記載されているが、呼吸用保護具等の使用の誤りではないか。この文章では、呼吸用保護具さえ着用すれば経皮吸収による災害はないと読める。</p>	<p>御指摘の記載については、「代替物の使用」等の具体的な措置を列挙した部分における記載であり、「等」はその具体的措置が複数あることを意図して記載したものです。労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させる手法については、リスクアセスメントの結果を踏まえて各事業場で決定することとなります。なお、経皮吸収による労働災害防止のため、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがある物質の製造・取扱い業務に当たっては、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を使用する必要があることを、改正安衛則第594条の2に別途規定しています。</p>
45	<p>リスクアセスメントの結果、リスクが無いと判断できる場合であっても、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の特別則に該当する物質については、(2)有機則等関係に記載されている項目に沿った対応が必要になるのか。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）や有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）等の特別則における対象物質については、リスクアセスメントの結果に関わらず、引き続き各規則に基づいた対応を行うことが必要です。</p> <p>なお、化学物質管理の水準が一定以上であることを都道府県労働局長が認定した事業場</p>

		については、特別則の規定の適用が一部を除き除外されます。
46	労働者がばく露される程度について「厚生労働大臣が定める濃度基準が設定されている物質であるということ」及び「定める濃度基準」は、SDS等により通知すべき項目となるか。	「厚生労働大臣が定める濃度基準が設定されている物質であるということ」及び「厚生労働大臣が定める濃度基準」については、SDSに記載する義務はありませんが、JIS Z7253に従って、SDSの「項目8—ばく露防止及び保護措置」の欄に記載することが望ましいです。 なお、厚生労働大臣が定める濃度基準が設定された物質については、営業上の秘密に該当する物質であっても、SDSにおいて成分名の記載は省略できず、必ず記載が必要となります。
47	労働者がばく露される程度についての「厚生労働大臣が定める濃度基準」以下に管理する方法について、濃度基準以下であることを証明する者は誰か。	厚生労働大臣が定める濃度基準以下であることの確認は、各事業者において行うこととなります。
48	施行日が令和6年4月1日になっているもののうち、「リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定める物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること」について、測定頻度、分析方法、サンプリング方法などが示されないため、準備が始められないため、施行日を延期してほしい。	厚生労働大臣が定める物質及び濃度基準等については、厚生労働大臣告示において、今後順次設定していくこととしており、可能な限り早期にお示しできるよう努めてまいります。 なお、個々の物質の濃度基準を設定する厚生労働大臣告示を制定する際には、改めてパブリックコメントを実施する予定です。
49	リスクアセスメントの結果実施した、ばく露低減措置の内容、労働者のばく露状況の記録の保存、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものに係る業務の作業歴の保存は、電子データによる保存も可能か。	厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）を改正し、電子データによる保存も可能としております。
50	ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況等の記録について、様々な業態や規模の事業者で項目の見落としや抜けが無いように、記録表のひな型及び記載例を作成してほしい。	自律的な管理の実施状況の記録については、改正安衛則第577条の2で定める項目を満たした上で、各事業者で作成・保存しやすい形式で保存してください。

51	<p>自律的な管理の実施状況の調査の頻度について確認したい。省令案（概要）にはリスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき講ずる措置の内容等について記録を作成し、「次にリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は、3年間）保存」とあるが、検討会報告書には、「自律的な管理の実施状況について、行政及び労使において事後に検証することができるよう、1年を超えない期間ごとに記録し、当該期間終了後3年間保存すること。」とある。自律的な管理の実施状況の最大周期は1年間であると考えてよいのか。</p> <p>リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間、保存しなければならない、とあるが、次にリスクアセスメントを行うまでの期間とは、事業者が自由に設定してよいのか。</p>	<p>リスクアセスメントは、改正安衛則第34条の2の7の規定に基づき、</p> <p>（1）対象物を原材料などとして新規に採用したり変更したりするとき</p> <p>（2）対象物の製造・取扱い業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき</p> <p>（3）このほか対象物による危険有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき</p> <p>に実施しなければならないこととされております。</p> <p>リスクアセスメント自体の結果の記録の保存は、この規定に基づいて、次にリスクアセスメントを実施するまでの期間（当該期間が3年以内となる場合には、3年間）保存しなければならないこととしています。</p> <p>一方、リスクアセスメントの結果を踏まえて講じた措置の状況やリスクアセスメント対象物の労働者のばく露状況等の記録の保存については、上記とは異なり、改正安衛則第577条の2において、1年を超えない期間ごとに一回、定期的に記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）に係る労働者のばく露状況等については30年間）保存しなければならないこととしています。</p>
52	<p>ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況について、労働者の意見を聴く機会を設けるとともに、記録を作成とあるが、どういった内容を記録すべきなのか。化学物質1つずつに対し記録を作成するのは現場の負担も多大なため、職場で使用している全化学物質を総括しての意見書という形で作成してよいのか。</p>	<p>御指摘の記録の作成については、改正安衛則第577条の2において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させるために講じた措置の内容 ・ 労働者のばく露状況 ・ 労働者の作業の記録（がん原性物質に限る。） ・ 関係労働者の意見の聴取状況 <p>について作成することとしています。</p>

		<p>このうち、関係労働者の意見は、衛生委員会（労働者数 50 人未満の事業場は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 23 条の 2 に基づく意見聴取の機会）において聴くこととなり、当該衛生委員会又は意見聴取の機会ごとの記録を保存すれば足り、化学物質 1 つずつに対して意見聴取を行う必要はありません。</p> <p>その他の事項については、取り扱った各物質に関する情報が判別できる形で記録を作成する必要があります。</p>
53	<p>化学物質管理者の職務となる自律的な管理で求められる各種記録はどのようなものになるか。</p>	<p>化学物質管理者の職務については、改正安衛則第 12 条の 5 において規定しておりますが、そのうち記録に係るものとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正安衛則第 34 条の 2 の 8 に基づくリスクアセスメントの結果の記録 ・改正安衛則第 577 条の 2 に基づくリスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させるために講じた措置の内容、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録（がん原性物質に限る。）、関係労働者の意見の聴取状況に関する記録 <p>の作成及び保存を管理することとなります。</p>
54	<p>ばく露程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況等の記録、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものに係る業務の作業歴の記録について、がん原性のある物質については 30 年間保存とあるが、労働者が転職等により別の企業に移った場合も保存が必要か。また転職等で入社した労働者の過去の業務履歴と記録へのアクセス方法を示してほしい。</p>	<p>労働者が転職・退職した場合も、当該労働者の記録の作成から 30 年間の保存が必要となります。なお、転職等で入社した労働者の過去の作業記録等については、今後、第三者機関による保存の仕組みを検討することとしています。</p>
55	<p>がんの集団発生時の報告の仕組みに関連して、業務起因性を評価するための作業記録の保存について、特定化学物質障害予防規則等では作業記録の作成が義務付けられているが、それ以外の化学物質には義務付けられていない。化学物質を取</p>	<p>今回の改正により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させるために講じた措置の内容

	<p>り扱う際には全ての物質に対して作業の記録を作成することを義務付けるとともに、作業記録の内容として、取扱い製品名・含有物質・使用時間・使用量・室温や排気装置の換気状況・着用保護具の種類について記すことも事業場側の責任として実施するようなルールとすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者のリスクアセスメント対象物のばく露状況 ・労働者の作業の記録（がん原性物質に限る。） ・関係労働者の意見の聴取状況 <p>について、3年間（がん原性物質に係る労働者のばく露状況及び作業の記録については、30年間）保存しなければならないこととします。</p>
56	<p>リスクアセスメント対象物のうち、がん原性のある物質の作業歴を記録し、保存することについて、特定化学物質障害予防規則と同様に「常時従事する労働者」との文言を入れるべき。また、これに合わせて「常時従事する」という判断の基準や目安を特定化学物質障害予防規則や労働安全衛生規則などに追加すべき。</p>	<p>当該規定は、仮にがん原性のある物質を製造し、又は取り扱う労働者に将来がん等の健康障害が生じた場合に、その記録をもとに原因を調査するためのものであることから、当該業務に従事する頻度にかかわらず、保存の対象としています。</p>
57	<p>リスクアセスメント対象物ごとに検査すべき健診項目を事業者と医師等で決定するのは難しいのではないかと。判断基準やガイダンス、推奨項目等を定めてほしい。</p>	<p>御指摘の点については、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のために有効な健診項目の検討に当たり、参考となるガイドラインを作成し、公表することを検討しています。</p>
58	<p>労働者への意見聴取を行い健康診断の実施の判断を行うとあるが、事業者（医師等）はリスクアセスメントの結果、健康診断の必要がないと判断し、労働者は必要があると意見した場合、健康診断を実施すべきか。どちらの意見が尊重されるのか。</p>	<p>リスクアセスメント対象物健康診断は、リスクアセスメントの結果に基づき、衛生委員会等において関係労働者の意見を聴いた上で、事業者がその必要があると認める場合において、実施することとしています。</p>
59	<p>「労働者が厚生労働大臣が定める濃度基準を超えてばく露したときは、速やかに医師等による健康診断を行うこと」とあるが、常時測定を行うのは困難と考える。どのようなシーンを想定したものであるか。例えば、薬液を浴びた、保護具に不備があった等リスクアセスメントを行った条件とは異なる事態が発生した場合に事業者側で判断してよいか。その場合、具体的事例を示した方が事業者間の解釈のば</p>	<p>御指摘の規定につきましては、改正安衛則第577条の2において、「労働者が厚生労働大臣が定める濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき」と規定しております。</p> <p>これは、ばく露濃度の常時測定を求めるという趣旨ではなく、例えば、リスクアセスメント対象物が漏えいした際に労働者が当該物質を大量に吸引したとき等明らかに濃度基準を超えるようなばく露があったと考えられる場合や、リスクアセスメントの結果に基</p>

	<p>らつきを小さくできるのではないか。また、これらは労働者から申告させることでよいか。</p>	<p>づき講じたばく露防止措置（保護具の使用等）に不備があり、濃度基準を超えるようなばく露があったと考えられる場合、事業場における定期的な濃度測定の結果、濃度基準を超えていることが明らかになった場合等が該当します。</p> <p>詳細については、施行通達においてお示ししております。</p>
60	<p>リスクアセスメント対象物健康診断の記録の保存とは、電子データによる保存も可能と考えてよいか。</p>	<p>厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を改正し、リスクアセスメント対象物健康診断の記録について、電子データによる保存も可能としております。</p>
61	<p>リスクアセスメント対象物健康診断の記録を30年保存する必要がある「がん原性のある物質」とは、どのように定められるのか。労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく「がん原性指針」が対象になるのか。</p>	<p>リスクアセスメント対象物健康診断の記録の30年保存が必要ながん原性物質は、</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）GHS分類で発がん性区分1の物質 （2）安衛法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針の対象物質等を想定しております。 <p>今後、厚生労働大臣告示において定める予定であり、その際、改めてパブリックコメントを行う予定としております。</p>
62	<p>事業者による自律的な管理を基本とする考えは理解する一方、事業者が「措置を行う必要があると認めない場合は行動を起こさない」というネガティブな状況も想定でき、義務付けの実効性は疑わしいのではないか。</p>	<p>自律的な管理について、リスクアセスメント対象物健康診断を例にとると、その実施の要否については衛生委員会等において関係労働者の意見を聴く必要があり、衛生委員会は議事概要を労働者に周知する義務もありますので、事業者の一方的な判断だけで実施の要否が判断されることはないと考えられます。</p> <p>なお、御指摘のような事態が生じないように、事業者に対し今回の制度改正の趣旨を適切に周知・啓発してまいります。</p>
63	<p>がん原性のある物質については記録を30年間保存する必要があるが、労働者が転職等により別の企業に移った場合も保存が必要か。また、転職等で入社した労働者</p>	<p>労働者が転職・退職した場合も、当該労働者の記録の作成から30年間の保存が必要となります。なお、転職等で入社した労働者の過去の作業記録等については、今後、第三者機</p>

	の過去の業務履歴と記録へのアクセス方法を示してほしい。	関による保存の仕組みを検討することとしています。
64	化学物質管理者という名称は別の名称にした方が良く考える（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者として、化学物質管理者という名称が既に使用されており、紛らわしいため。）。	「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年9月18日付け指針公示第3号）において「化学物質管理者」を指名し、その者にリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこととしていますが、本改正は、当該指針上の「化学物質管理者」の選任を義務化するものであり、その者にリスクアセスメント等を含めた化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることとするものです。
65	新しく「化学物質管理責任者」「保護具着用管理責任者」「化学物質管理専門家」「作業環境管理専門家」などの名称が出ているが、その選任または依頼にあたっての「資格要件」が不明瞭。今後行政通達等で示されると思うが、例えば新たに設けられる、安衛法に基づく免許や技能講習の修了が要件となっている場合、令和2年の特定化学物質障害予防規則の規制対象へ溶接ヒュームを追加した際における特定化学物質作業主任者の選任義務化等の改正と同様に、現場に大きな混乱が生じることが予想される。現在の特定化学物質や有機溶剤の作業主任者資格保持者に対する特例講習などもあると思われるため、早めに全体像をお示しいただきたい。	化学物質管理者等の要件につきましては、告示、通達等において、可能な限り早期にお示ししたいと考えております。 特定の資格要件を設ける化学物質管理者の選任及び化学物質管理専門家の配置については、約2年後の令和6年4月1日の施行としています。なお、今後厚生労働大臣告示を定める際には、改めてパブリックコメントを行う予定としております。
66	化学物質管理者の選任要件として「化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者」とあるが、具体的にはどのような方が要件を満たしているのか。化学物質の製造や大量使用する事業者、少量で不定期な実験的使用など、非常に広い事業者を対象とするので、業種や取扱量、事業規模などによる段階的な資格要件にすることも検討するべきではないか。	化学物質管理者の選任要件は、リスクアセスメント対象物を製造する事業場か否かで異なります。 ・リスクアセスメント対象物を製造する事業場：厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習の修了者又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者 ・上記以外の事業場：化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者

	<p>また、GHS 分類済物質の製造業者以外の事業者の場合、選任要件（必要資格等）はないか、または外部講習の受講者から選任等の努力義務が課せられるか。</p>	<p>から化学物質管理者を選任する必要があります。当該講習の内容は今後厚生労働大臣告示において定める予定であり、あらためてパブリックコメントを行う予定としております。</p> <p>なお、上記のとおり、リスクアセスメント対象物を製造する事業場以外の事業場においては、化学物質管理者の選任に特定の資格要件は設けませんが、受講することが望ましい講習の内容について、今後お示しすることを検討しています。</p>
67	<p>GHS 分類物質の製造事業者以外の事業者は化学物質管理者の選任要件が必要ないことになっている。また、検討されている講習も2日間とのこと。企業内で自律的な管理を行う技術者として十分ではないと思われる。社内で化学物質管理専門家（労働衛生コンサルタント、ハイジニスト、作業環境測定士等）を選任する、もしくは、社外の専門家の指導を盛り込む必要性を感じる。</p>	<p>リスクアセスメント対象物を製造する事業場以外の事業場においては、化学物質管理者の選任に資格要件は設けませんが、受講することが望ましい講習の内容について、今後お示しすることを検討しています。</p> <p>また、化学物質管理専門家の資格については、今後厚生労働大臣告示において定めますので、化学物質の管理を行うに当たって専門家の支援が必要な場合などは、社外の専門家として、化学物質管理専門家をご活用ください。</p> <p>なお、労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示し、化学物質管理専門家の助言のもと、必要な改善措置を講じていただくこととなります。</p>
68	<p>化学物質管理者の業務範囲と責務の在り方について具体的に示していただきたい。</p>	<p>化学物質管理者は、リスクアセスメントの実施に関する事等の化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者であり、事業者の責任において選任するものです。なお、具体的な業務範囲は改正安衛則第12条の5において、以下の事項と規定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ラベル表示及びSDS交付に関すること。 2. リスクアセスメントの実施に関すること。

		<p>3. リスクアセスメントの結果等に基づき事業者が講ずる措置の内容及びその実施に関すること。</p> <p>4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。</p> <p>5. リスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。</p> <p>6. リスクアセスメントの結果等に基づき事業者が講じた措置の状況等の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。</p> <p>7. 1 から 4 までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。</p>
69	<p>公的機関による有機溶剤作業主任者能力向上教育等も開催頻度が非常に少ない現状だが、化学物質管理者も安衛法第 19 条の 2 による能力向上教育の対象となるのか。</p>	<p>能力向上教育の実施体制や必要な教育内容等の検討も踏まえつつ、化学物質管理者を対象に加えるかどうかについては、今後検討してまいります。</p>
70	<p>事業場内の化学物質管理者設置において職務内容が広いので、ラベルおよび SDS 作成に関わる者は全員この資格が必要なのか。一人その資格をもつ者がいればよいのか。</p>	<p>化学物質管理者は、ラベル及び SDS の作成を含めた化学物質管理に係る技術的事項の管理を職務としています。このため、ラベル及び SDS の作成自体を行う者が、化学物質管理者の資格を有する必要はありません。</p>
71	<p>化学物質管理者は、位置付け的に見て労災の際には広く責任が問われる地位になると思われるので、原則事業者側（いわゆる管理職）の人間から選任するのを標準とするべきと考える。</p> <p>また、非管理職の場合、当該事業場の責任者との責任分担を考慮するべきと考える。</p>	<p>化学物質管理者の選任に当たっては、当該管理者が実施すべき業務をなし得る権限を付与する必要があり、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することが望ましいと考えます。</p>
72	<p>「化学物質管理者」および「保護具着用管理責任者」の要件として有機溶剤中毒予防規則等の作業主任者から選任する等の活用の継続が望ましいと考える。また加えて、衛生管理者や労働衛生コンサルタントの試験合格者も「化学物質管理者」お</p>	<p>リスクアセスメント対象物を製造する事業場の化学物質管理者の要件として、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する者から選任することとしておりますが、作業主任者等これまでの実務経験、知識のあ</p>

	よび「保護具着用管理責任者」の職責を果たす知識・技能を有していると考える。	る方を優先して化学物質管理者に選任いただくことは望ましいと考えます。
73	化学物質管理者は、他の職務との兼任は認められるのか。認められる場合には、物理的に業務遂行可能な範囲等制約はあるか。	化学物質管理者が、化学物質管理者の職務を適切に行える範囲であれば、その他の職務と兼務することは差し支えありません。
74	「GHS 分類済物質の製造事業者」には取扱事業者（混合する作業などで規制化学物質を含有する製品の製造者）を含むか。	原材料を混合して新たな製品を製造する事業者については、その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合は、リスクアセスメントが義務付けられている化学物質を製造している事業者該当するため、化学物質管理者の選任に当たっては、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受けた者又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者から選任していただく必要があります。
75	例えば、容器に入れられた状態で保管するだけであったり、通常作業時に作業者がばく露するおそれが少ないと考えられる場合も、製造や取り扱う事業者該当するのか。	例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、当該事業者はリスクアセスメント対象物を取り扱う事業者該当し、化学物質管理者を選任する必要があります。 ただし、密閉された状態の製品を保管するだけで、容器の開閉等を行わない場合は、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場には該当しません。また、リスクアセスメント対象物には、主に一般消費者の生活の用に供される製品は含みません。
76	輸入業者における化学物質管理者の資格要件について明確にして頂きたい。具体的には、現在でも、輸入業者には「表示・通知対象物質」を閾値以上含有している輸入化学製品の日本語ラベル・日本語 SDS を作成し通達する義務がある。そのため、本来であれば製造事業者と同等の専門人材が必要と思われる。	化学物質に係る製品を単に輸入し、譲渡又は提供のみ行う事業場は、リスクアセスメント対象物を製造する事業場には該当しません。したがって、化学物質管理者の選任に当たって、特段の資格要件は設けませんが、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受講することを推奨してまいります。

77	建設現場において、工期（工事期間）のみ塗装を行う場合は、化学物質管理者選任の対象外と考えていいか。そうした場合は塗装現場でのリスクアセスメントの実施はどのように実施すればよいか。	有期工事であるか否かにかかわらず、化学物質管理者は、工場、店社等の事業場単位で選任する必要があります。御指摘のような建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられ、この場合、当該建設現場に化学物質管理者の選任を行う必要はありません。 また、業界団体が典型的な作業におけるリスクアセスメントの実施方法、リスクアセスメントの結果に基づく必要な措置をまとめたマニュアル等を公表できるよう、国においても必要な支援を実施してまいります。
78	「化学物質管理者」について、公布から施行の期間で十分な専門知識等をもった人材の確保が困難に思われる。	化学物質管理者の選任については、令和6年4月1日施行としておりますので、その間に化学物質管理者として必要な講習の受講等を行い、適切な者を選任していただくよう、お願いいたします。
79	化学物質管理者の選任は、事業場ごとなのか、それとも作業場ごとなのか。化学物質管理者の職務には、ラベル・SDSの確認、リスクアセスメントの実施などの他にSDSの作成など多岐にわたるため、化学物質管理者の職務を、複数人の管理者を選任して職務分担することを考えているが、可能か。	化学物質管理者は事業場毎に最低1名選任することを義務付ける趣旨であり、当然、同一事業場内で複数人を選任し、業務を分担することは可能です。ただし、業務に抜け落ちが発生しないよう、業務を分担する化学物質管理者間で十分な連携を図る必要があります。
80	中小企業の場合には外部の専門家等に化学物質管理者の業務を委託することが可能か。	化学物質管理者の選任に当たって、法令上雇用形態を限定していませんが、化学物質管理者が実施すべき業務に必要な権限を付与する必要があることから、原則は事業場内の労働者から選任されることを想定しています。
81	会社組織として一体であっても場所が異なれば別の管理者を置く必要があるか。例えば、工場組織としては同じ組織内だが、他府県に所在する工場がある場合、化学物質管理者としては会社で定める工場組織の枠内では一名でもよいこととなるか。こういった立地する製造現場や化学物質取扱所などの施設を統括する会社組織が有る場合、指揮命令系統の統一性を	化学物質管理者は、事業場ごとに選任する必要があります。また、化学物質管理者がその職務を適切に遂行する観点から、各事業場内の労働者から選任されることを想定しています。なお、各事業場の化学物質管理者を統括管理する者を社内の役職として設けることは差し支えありません。

	<p>持たせるため化学物質管理者は1名でも良いことを認めていただきたい。</p>	
82	<p>建設業において、各工事は有期の事業場であるため管理者の選任対象外、本社や支店等も化学物質を製造あるいは取扱うことは無いので対象外であるという認識で良いか。</p>	<p>有期工事であるか否かにかかわらず、化学物質管理者は工場、店社等の事業場単位で選任する必要があります。関係請負人については、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられ、この場合、当該建設現場に化学物質管理者の選任を行う必要はありません。ただし、作業を行う労働者の所属する事業場において化学物質管理者を選任し、その者に現場の化学物質管理を行わせる必要があります。また、元方事業者については、元方事業者の労働者がリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱わない場合、建設現場に化学物質管理者の選任を行う必要はありません。なお、本社や支店等についても、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱わないのであれば、選任を行う必要はありません。</p>
83	<p>当社では SDS 作成は本社で集約して実施しており、そもそも事業場で管理していない。SDS 作成については化学物質管理者の業務からは切り分けていただけませんか。</p>	<p>化学物質管理者は事業場毎に選任する必要がありますが、SDS の作成と化学物質の取り扱いを別の事業場で行っている場合は、それぞれの事業場において選任された化学物質管理者が、それぞれの事業場の業務内容に応じた業務管理を行っていただく必要があります。</p>
84	<p>選任することとされている「化学物質管理者」は現行の省令で規定されている作業主任者に相当する資格者に当たるものと考えているが、化学物質管理者の職務は新しい化学物質やそれに伴う危険性などについて知識をアップデートして対応しなければ有効な仕事ができないものとする。よって、仮に試験合格による国家資格として、あるいは登録教習機関による講習などを受けて資格を取得した場合であっても、定期的に（5年ごとなど）講習を受けて最新の化学物質管理対策の</p>	<p>リスクアセスメント対象物を製造する事業場において選任する化学物質管理者については、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受講することを選任の要件としています。なお、能力向上のための教育については、今後検討してまいります。</p>

	<p>アップデートが可能な形にする必要があると考える。</p>	
85	<p>化学物質管理者に、「化学物質を譲渡・提供する場合はラベル・SDS の作成」の業務を担当させることを義務付けるとの記載がある。ラベル・SDS を作成に関する有償でのセミナーがあるが、通常、1日～2日も時間がかかり、そんなに時間をかけてもその内容は、基本的なことのみである。また、大学で化学を専攻していても、理解するのが難しい専門的な内容も多いと思われる。このようなことから、化学物質管理責任者に「化学物質を譲渡・提供する場合はラベル・SDS の作成」まで、全ての業種・規模の会社で、義務付けるのは、現実的に無理があると考ええる。</p>	<p>化学物質管理者に求められる業務は、化学物質のラベル・SDS の作成等を「管理」することであって、作成等の業務を必ずしも自らが行う必要はありません。これらの業務は、従前の担当者が引き続き行い、化学物質管理者がその業務を管理するという事で差し支えありません。</p>
86	<p>化学物質管理者の権限と責任が不明確であり、既にある衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者、自社の作業環境測定士との関わり、業務の分担等に疑問を感じる。化学物質管理者を選任することにより、権限の矛盾や責任が不明確になり、管理体制の混乱を招くと思う。既に選任義務のある衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者、社内の作業環境測定士が積極的に化学物質管理を行う仕組みの構築を義務付ける法令改正の方が最良と考えられる。</p>	<p>化学物質管理者の職務は、ラベル・SDS の作成の管理、リスクアセスメント実施等、化学物質の管理に関わるもので、リスクアセスメント対象物質に対するばく露対策を適切に進める上で、不可欠なものと考えています。また、衛生管理者の職務は衛生全般に関する技術的な具体的事項を管理することであり、有機溶剤作業主任者等の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ趣旨が異なります。</p> <p>なお、化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えありません。</p>
87	<p>リスクアセスメント対象物を製造する事業場で化学物質管理者に選任予定の者が、施行予定日の令和6年4月1日までに専門的講習を修了できなかった場合、専門的講習を修了した化学物質管理者を選任できるまで、講習を修了していない者を化学物質管理者として選任することを認めていただきたい。</p>	<p>化学物質管理者の選任については、令和6年4月1日施行としておりますので、その間に化学物質管理者として必要な講習の受講等を行い、適切な者を選任していただくよう、お願いいたします。</p> <p>なお、当該講習は、特定の講習機関に限らず、自社でも行うことが可能で、国においてもこ</p>

		これらの講習に必要な資料の提供等の支援を実施する予定です。
88	雇入れ時教育の雛形は用意されるのか。(業種別、取扱い形態別など) また化学物質の危険有害性に関する教育として、どの程度の時間数を想定しているのか。	今回の改正は、雇入れ時の教育及び作業変更時の教育の適用業種を広げたもので、教育の内容自体は改正されておらず、引き続き安衛則第35条第1項各号の教育内容が適用されます。雇入れ時等教育は、従来、時間数や業種別の具体的な教育内容は規定しておらず、各事業場の作業内容に応じて必要な教育を実施していただくこととなります。
89	雇入れ時等の教育を行った記録を残す必要があるのか。記録を残す必要があるとすれば保管期間等の決まりはあるか。	雇入れ時の教育及び作業変更時の教育(安衛法第59条第1項及び第2項)については、記録の保存義務はありません。
90	「化学物質管理専門家」について、公布から施行の期間で十分な専門知識等をもった人材の確保が困難に思われる。また、欧米での事業者による自律的管理の背景には、化学物質の安全衛生管理専門家を育成するための社会的制度が成立していることが背景にあり、日本でもこうした仕組みの整備が並行して必要と考える。	化学物質管理専門家の配置については、令和6年4月1日施行としておりますので、その間に化学物質管理専門家として必要な要件を満たした者を配置していただくよう、お願いいたします。
91	化学物質管理専門家へのアクセス方法を事前に周知していただきたい。行政が指示や紹介をしてくれるのか。	化学物質管理専門家へのアクセスの確保については、関係団体と連携しつつ、必要な支援等に取り組んでまいります。
92	化学物質管理専門家による相談・助言・指導を受けることは義務となるのか。	化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれのある事業場に対し、労働基準監督署長が事業者に改善の指示を行ったときは、事業者は、化学物質管理専門家から、化学物質の管理状況についての確認及び改善措置に関する助言を受けなければなりません。 また、化学物質管理の水準が一定以上の事業場として、特化則等の特別則の個別規制の適用を除外するための都道府県労働局長の認定を受けようとするときは、事業場に専属の化学物質管理専門家を配置するとともに、当該事業場に属さない化学物質管理専門家の評価を受ける必要があります。

93	化学物質管理専門家について、要件を満たせば社外の専門家でなくても（社内人材でも）よいか。	化学物質管理の水準が一定以上の事業場として、特化則等の特別則の個別規制の適用を除外するための都道府県労働局長の認定を受けようとするときは、事業場に専属の化学物質管理専門家を配置するとともに、当該事業場に属さない化学物質管理専門家の評価を受ける必要があります。 また、化学物質による労働災害が発生した事業場等に対し、労働基準監督署長が改善の指示を行ったときは、事業者は、化学物質管理専門家からの助言等を受けなければなりません。この場合における化学物質管理専門家の所属は問いません。
94	「化学物質管理専門家」についての要件を明示いただきたい。	化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示において今後定める予定であり、改めてパブリックコメントを行う予定としております。
95	「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）」2（1）ウ(二)における化学物質管理専門家は、2（2）有機則等関係の「化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外」の化学物質管理専門家と要件は同じと捉えて良いか。	御指摘の化学物質管理専門家は、どちらも同じ要件です。
96	化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれのある事業場において、事業者が助言を受ける化学物質管理専門家は、事業者自ら指名すると考えればよいか。	事業者が自ら化学物質管理専門家に助言等を依頼することになります。
97	「化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれのある事業場」とあるが化学物質による健康障害のことであって、物質による切創や、不活性ガスによる酸欠労働災害は含まないと考えてよいか。また、過去労働者における石綿やじん肺等の労災認定も含まれるのか。	「化学物質による労働災害」には、物質による切創等のけがは含まれませんが、一酸化炭素や硫化水素等による酸欠、化学物質（石綿を含む。）による急性又は慢性中毒、がん等の疾病は含みます。また、粉じん状の化学物質による中毒等は化学物質による労働災害に含まれますが、粉じんの物理的性質による疾病であるじん肺は含まれません。
98	労働災害が起こるまでリスクアセスメントが正しく行われているかどうかを労働	労働安全衛生管理に問題がある事業場等に対しては、これまでと同様、労働基準監督署

	<p>基準監督署等が確認することはしないのか。今後は作業環境濃度も暴露限界等も公表されていない物質についても行うことになるので、保護具等の使用だけでいいのか等、目安になるものが少なく、正しくリスクアセスメントできているのか判断がつかないので、ガイドラインを作成するか、最初は指導を行う等して欲しい。</p>	<p>による指導等を実施してまいります。また、リスクアセスメントの実施上の留意事項については、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」で示していますが、今般の改正省令の内容を踏まえて当該指針の改正を予定しています。これとは別に、業界団体が典型的な作業におけるリスクアセスメントの実施方法、リスクアセスメント結果に基づく必要な措置をまとめたマニュアル等を公表できるよう、国においても必要な支援を実施してまいります。</p>
99	<p>化学物質による労働災害発生のおそれのある事業場とは、具体的にどのような事業場か。</p>	<p>「化学物質による労働災害発生のおそれのある事業場」とは、過去1年間程度で、①化学物質等による重篤な労働災害が発生、又は休業4日以上労働災害が複数発生していること、②作業環境測定の結果、第三管理区分が継続しており、改善が見込まれないこと、③特殊健康診断の結果、同業種の平均と比較して有所見率の割合が相当程度高いこと、④化学物質等に係る法令違反があり、改善が見込まれないこと等の状況について、総合的に判断して決定することとします。</p>
100	<p>労働基準監督署から改善指示を受けた場合、化学物質管理専門家から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けることとされるが、助言の内容について事業者が求める場合、別の専門家による助言（いわゆるセカンドオピニオン）を受けることを認めて頂きたい。</p>	<p>複数の化学物質管理専門家の助言を求めることを妨げるものではありませんが、それぞれの専門家からの助言等を踏まえた上で必要な措置を実施するとともに、労働基準監督署への改善計画の報告には、全ての専門家からの助言等を添付していただく必要があります。</p>
101	<p>衛生委員会において、自律的な管理の実施状況を労使で共有し調査審議を行うこととあるが、頻度は調査審議発生の都度実施の理解で良いか。例えば、半期毎などある程度集約し調査審議するなど事業者側でその頻度を決めてよいか。</p>	<p>安衛則第23条第1項において、安全衛生委員会又は衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならないとしていますが、同条第2項において、調査審議事項等については、委員会で定めるところによるとされていることから、化学物質の自律的な管理の状況をどの程度の頻度で調査審議事項と</p>

		<p>するかについては、各事業場の実態に応じてご判断いただくこととなります。</p>
102	<p>化学物質によるがんの把握について、各製造部単位で管理するのではなく、製造する化学物質に紐付いた事業場単位で管理することとの認識で良いでしょうか。</p>	<p>がん罹患労働者の把握等については、事業場単位で行うこととなります。</p>
103	<p>1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、医師の意見を聴くこととしているが、事業場や作業状況によって、母数である作業者の人数も違うので、具体的な人数を条文には盛り込まず、運用で対応するべきと考える。また、派遣従業員などが多いことを鑑みれば、3年以内に事業場を変わり同業他社で同様な作業を継続している作業者も多くいることから、マイナンバーを利用して病歴及び職歴を追いかけた方が良いと考える。</p>	<p>同一事業場内で同じ種類のがんが複数発生した場合、業務上のばく露によるものと推認されるため、1年以内に2名以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときに、医師への意見聴取等の一連の措置をとることを義務付けるものです。マイナンバーの利用連携につきましては、用途が限定されていることから、御提案のような活用は困難と考えています。</p> <p>なお、派遣中の労働者については、派遣先の事業者及び派遣元の事業場の双方から報告する必要があります。</p>
104	<p>従業員のがん等の罹患情報は個人情報でもある。今後、事業者は従業員個人のがん等の罹患情報の把握が必須となるのか。</p>	<p>がん罹患労働者の把握については、労働者の自発的な申告や衛生委員会等で定めた社内の規定、退職手続等で職務上事業者が把握した場合に限るものであり、本改正省令を根拠として、労働者の個人情報の提供を強要することは避けるべきであり、そのような運用とならないよう必要な指導をしてまいります。</p>
105	<p>化学物質によるがんの把握時における医師からの意見聴取について、産業医がいない事業場の医師の選任の考え方について示して欲しい。</p>	<p>産業医がいない場合は、各都道府県の産業保健総合支援センター等に相談することが考えられます。また、定期健康診断を委託している機関に所属する医師や労働者の主治医等へ相談いただいても差し支えありません。</p>
106	<p>保護具着用管理責任者（保護具について一定の経験及び知識を有する者）について、「保護具について一定の経験及び知識を有する」の基準や教育、選任要件、および業務範囲と責務の在り方について具体的に示していただきたい。</p>	<p>保護具着用管理責任者とは、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等により示されている衛生管理者、作業主任者等の資格を有する等保護具についての知識及び経験を有する者とし、具体的には施行通達においてお示ししております。</p> <p>選任要件として、前述の資格を有する者のほか、保護具に関する教育を受講した者を対象</p>

		<p>とする予定ですが、その教育の内容については、今後通達等によりお示ししたいと考えております。</p> <p>また、業務内容については、有効な保護具の選択、労働者の保護具の使用状況の管理その他作業環境管理専門家が第三管理区分からの改善は困難であると判断した場合におけるフィットテスト結果を踏まえた保護具を着用しているかの管理等の保護具に係る業務を想定しています。</p>
107	<p>概要2(1)ア(二)では、リスクアセスメント対象物を製造し、又は、取り扱う事業場においては、リスクアセスメントの結果に基づき労働者に保護具を使用させるときは「保護具着用管理責任者」を選任し、業務を担当させることとされている。また、この「保護具着用管理責任者」の選任について、概要2(2)キ(二)では「なお第三管理区分に区分された場合に講ずる措置」の②として規定されている。</p> <p>以上から、作業環境測定の結果が第一・第二管理区分に区分された場合は、「保護具着用管理責任者」の選任義務は適用されないと解していいか確認したい。</p>	<p>概要2(1)ア(二)では、作業環境測定の結果にかかわらず、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは「保護具着用管理責任者」を選任することを義務付けることとしております。</p> <p>一方、概要2(2)キ(二)は、リスクアセスメント対象物の製造等を行う事業場であるか否かに関わらず、有機則等の特別則において、作業場の作業環境測定の結果が第三管理区分になった場合の措置として記載したものであり、上記の保護具着用管理責任者の選任とは別の要件となっております。</p>
108	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理者は全ての業種・規模に応じて選任するようだが、保護具着用管理責任者の選任要件は現状でどのようになっているのか。 ・保護具着用管理責任者の配置基準とは具体的にどのようなものか。 	<p>保護具着用管理責任者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる場合 ・特化則や有機則等の特別則における、第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された等の場合 <p>には、選任が必要です。</p> <p>保護具着用管理責任者は、業種や規模にかかわらず、上記に該当する全ての事業場で選任しなければならないものであり、適切に職務が行える範囲で選任・配置する必要があります。</p>

		<p>なお、選任に当たっては、保護具についての知識及び経験を有する者（衛生管理者、作業主任者等の資格を有する者等）を想定しています。</p>
109	<p>化学物質管理者の選任が必要となる事業場からは、有期の事業場が除かれると解するが、保護具着用管理責任者について、以下の内容についてご教授頂きたい。</p> <p>①有期とは、どの程度の日数を指すか具体的に示して頂きたい。</p> <p>②①の日数内での化学物質の取り扱いであれば、保護具着用責任者の選任は必要ないと考えていいか。</p> <p>③同じ事業者の事業場について、A事業場が①の期間内であって、B事業場でも①の期間内であったが、A事業場、B事業場の期間を合わせると上記①の期間を超える場合でも保護具着用責任者の選任は必要ないと考えていいか。</p>	<p>保護具着用管理責任者は、その事業場が有期か否かに関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、選任することが義務付けられます。</p>
110	<p>保護具着用管理責任者の選任義務化は、輸送や倉庫事業も含まれるか。全ての業種・規模とあるが対象に含めない業種があるか。製造拠点以外の事業場もすべて、保護具着用管理責任者の設置が必要になるか確認したい。説明会等で「製造者」以外のその他として「取扱者」という言い方をしていたので、「そのものを使う業務」として、輸送業・倉庫業が対象外と解釈してもいいか。</p>	<p>保護具着用管理責任者は、業種・規模にかかわらず、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては選任が必要となりますので、輸送業・倉庫業においてもこれらの要件に当てはまる場合は対象となります。</p> <p>なお、一般的にリスクアセスメント対象物を運搬、保管する場合も「取り扱う事業場」に含まれますが、密閉している場合など、リスクアセスメント対象物のばく露が想定されないことにより保護具を使用しない場合においては、保護具着用管理責任者の選任は不要です。</p>
111	<p>・「保護具着用管理責任者」の職務は、「職長」の職務にも類似している。「職長」が「保護具着用管理責任者」を兼務してもよいのか。</p>	<p>保護具着用管理責任者は、事業場ごとに選任される必要がありますが、適切に職務が行える範囲であれば、職長と兼務することや、その他の職務と兼務することは差し支えあり</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職長とは別の人間を選任しなければならないか。例えば、職長と兼ねることは問題になるか。単位製造現場や単位化学物質取扱所などは場所を預かる職場長を選任しても差し支えないことを明示いただきたい。 ・ 他職務との兼任は可能なのか。 	<p>ません。また、適切に職務が行える範囲で、それぞれの作業場所等で複数の保護具着用管理責任者を選任・配置することも差し支えありません。</p> <p>ただし、特化則や有機則等の特別則における、第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、作業主任者が保護具着用管理責任者と兼務することはできないため、ご留意ください。</p>
112	<p>適切な保護具とあるが、呼吸用保護具や化学防護手袋等については適切な保護具の選択に関する情報が十分に事業者に周知されていない。そのような現状にあって適切な保護具とはどのように判断するのかについて具体的に示していただきたい。</p>	<p>労働者に使用させる化学物質の有害性の程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえ、マスクや手袋等の選択に係る通達等に基づき、適切な保護具を選択していただくとともに、必要に応じて化学物質製造者や保護具製造者への相談、問合せ等により、作業場や業務内容に応じた適切な保護具を選択していただくようお願いします。</p> <p>なお、化学物質のばく露低減措置は、有害性の低い原材料物質への変更等の対策、排気装置の設置等の工学的対策、保護具の使用等の管理的対策の優先順位で検討していただくようお願いいたします。</p>
113	<p>保護具着用管理責任者の選任に関し、いくつかの作業主任者との関係性はどうか。</p>	<p>作業主任者は、保護具の使用状況を監視することが職務とされていますが、保護具着用管理責任者は、保護具の選択に関すること、労働者の保護具の適正な使用に関すること等を職務としております。なお、作業主任者が保護具着用管理責任者を兼務することは差し支えありません(特化則や有機則等の特別則における、第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合を除く。)</p>
114	<p>パブリックコメントに掲載された省令案(概要)のうち、2ウ(四)及び(五)について、現行の労働安全衛生規則第 593 条と</p>	<p>現行の安衛則第 593 条、第 594 条は、事業者に必要な保護具を備え付けることを義務付けるものですが、本改正省令では、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から</p>

	<p>第 594 条に規定されている内容との違いをご教授いただきたい。</p>	<p>吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、労働者に保護具を使用させることを義務付けるものです。</p> <p>また、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかでない化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質等を除く。）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合においては、保護具の使用に係る努力義務を置いております。</p>
115	<p>概要 2（1）ウ（四）で、労働者に保護具を使用させる場合について、「当該物質が皮膚又は眼に障害を与える等、労働者に健康障害を起こすおそれがあるとき」とされている。この「起こすおそれがあるとき」については、作業の手順・内容等によって千差万別であり、作業環境測定やその結果の評価方法のように判断方法を標準化できないため、現場の状況を考慮した事業者判断によると解されるがそれでいいか。</p>	<p>皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、当該化学物質の有害性の程度に応じ、事業者が有効な保護具を選択、使用させることが必要です。</p> <p>例えば、皮膚障害について、「健康障害を起こすおそれがあるとき」とは、GHS 分類において、皮膚刺激性の区分 1 の表示があるもの等を想定しています。</p> <p>いずれにしても、事業者がどのように判断するのか等について、今後通達等でお示ししたいと考えております。</p>
116	<p>ウの（四）、（五）の保護具の使用が「義務」もしくは「努力義務」と分かれることについて、それは、皮膚又は眼に障害を与える等「労働者に健康障害を起こすおそれがある」と「労働者に健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものを除いて」の場合によるとのことだが、具体的な判断根拠となるものは GHS 分類の区分をいうのか。</p>	<p>化学物質の有害性の程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえて判断いただくのですが、化学物質の有害性の程度につきましては、GHS 分類の区分を参考に、例えば、皮膚障害において、「健康障害を起こすおそれがあるとき」とは、GHS 分類において、皮膚刺激性の区分 1 の表示があるものなどを想定しており、施行通達においてお示ししております。</p>
117	<p>取り扱う化学物質の種類や取扱方法は多様であるため、何を基準に保護具の選択を適切とするか、保護具着用管理責任者</p>	<p>保護具着用管理責任者について、選任要件として保護具に関する教育の受講を義務付ける予定はありませんが、受講することが望ま</p>

	<p>の教育と合わせて具体的事例を示していただきたい。</p>	<p>しい教育については、今後通達等によりお示ししたいと考えております。</p> <p>保護具の性能等については、使用させる化学物質の有害性の程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえ、マスクや手袋等の選択に係る通達等に基づき適切な保護具を選択いただくとともに、必要に応じて保護具製造者への相談、問合せ等により、必要な保護具を選択していただくようお願いいたします。</p>
118	<p>特別規則の適用除外について、有機則“等”とあるが、有機則以外に含まれる特別則は何か。</p>	<p>特化則、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）です。</p>
119	<p>法規制に依存した事業者の管理体制が、適用除外により自律的な管理に移行するには、管理者の育成など相当なハードルがあると思われる。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>
120	<p>適用除外認定の条件について、「3年以上の期間、当該物質に係る特化則等の規定に違反していないこと。」も要件となるのか。また、「特化則等の規定に違反」には、局所排気装置等の未設置、局所排気装置の定期自主検査の未実施及び適切な制御風速の未確保が含まれるのか。</p>	<p>「過去3年間に事業者が当該事業場について法及びこれに基づく命令に違反していないこと」を要件とする予定ですが、適用除外の基準という趣旨から、軽微な違反までは含まないこととします。詳細については、施行通達でお示ししております。</p>
121	<p>「異常所見があると認められる労働者がいなかったこと」というのは、全ての特別則に基づく特殊健康診断結果で異常所見があると認められる労働者がいないことが条件になるのか。</p>	<p>全ての特別則に基づく特殊健康診断においてではなく、適用除外の申請に係る特別規則で規定する特殊健康診断において、新たに異常所見があると認められる労働者がいないことが条件の一つとなります。</p>
122	<p>特別則の適用除外申請における要件で、特殊健康診断における異常所見者について、粉じん障害防止規則だけ当該要件が除かれる理由は何か。</p>	<p>粉じん則の適用除外については、粉じん則の特殊健康診断というものがいないため、これを要件とはしていません。その代わりに、じん肺法（昭和35年法律第30号）の規定に基づくじん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったことを要件の一つとします。</p>

123	適用除外の認定を受けるには、具体例に記載されている内容を全てクリアしていないといけないのか。明確な判断基準は出されるのか。	適用除外の認定を受けるためには、過去3年間に当該事業場の作業場所について行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分である等の、有機則等の各特別則において規定される認定の基準をすべて満たす必要があります。基準の解釈については、必要に応じて通達等においてお示しする予定です。
124	過去3年間の作業環境測定の結果が第一管理区分であることが適用除外の認定の1つの条件になっているが、どのような場合に適用除外の認定が解除されるのか。	有機則等の各特別則で示す適用除外の要件のいずれかを満たさなくなった時点で、都道府県労働局長の判断により、適用除外の認定を取り消すこととなります。この場合に、適用除外とされていた有機則等の特別則の規定が再度適用されることとなります。 なお、作業環境測定の結果の要件については、適用除外の認定を受けた後も、作業場の作業環境が第一管理区分相当の水準を維持していることを何らかの手段で評価する必要があります。この方法については、具体的には今後通達等でお示しする予定です。
125	特別則の適用除外の認定に係る要件について、具体的に示された要件に加え、現に自律的な管理が行われていることを要件に加える必要がある。例えば、「2ウ リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化」に示された内容がすでに行われていること、ISO45001の認証取得などが必要と考える。	適用除外の認定の要件の一つとして、認定を申請する事業場に属さない化学物質管理専門家から評価を受けた結果、化学物質による健康障害防止措置が適切に講じられていると認められることを求めますので、現に自律的な管理が行われていることまでを求めるものではなく、認証等の取得を要件に盛り込む必要はないと考えています。
126	適用除外の要件を満たしていれば、作業環境測定をやめてリスクアセスメントに切り替えることができると解釈してよいか。	適用除外の認定を受けた事業者は、作業環境測定の実施に係る規定の適用は除外されますが、引き続き適用除外の認定を受けるためには、作業場の作業環境が第一管理区分相当の水準を維持していることを何らかの手段で評価する必要があります。この方法については、具体的には今後通達等でお示しする予定です。
127	適用除外の認定について、所轄都道府県労働局長への申請は毎年行うのか。	適用除外の認定を受けた事業者は、その認定を受けた日から3年以内ごとに、認定の更新を受ける必要があります。

128	有機溶剤中毒予防規則等の個別規則における適用除外の認定の要件について、化学物質管理専門家の配置とあるが、専属させる必要があるか。	各事業場に配置する化学物質管理専門家は、当該事業場に専属の者を配置していただく必要があります。
129	適用除外の認定の要件のうち「事業場に化学物質管理専門家が配置されていること」という事項は、「自律的な化学物質の管理を進めるために、事業場に配置された化学物質専門家の意見を聞いて、改善を図る。」というスタンスと思われるが、事業場に所属した（雇用された・委託を受けた）化学物質専門家では、事業場の衛生管理に問題があっても改善に有効な意見を進言できない可能性が高いと思う。	適用除外の認定の要件には、御指摘の要件に加え、過去3年間に1回以上、リスクアセスメントの結果及びその結果に基づく措置について、当該事業場に属さない外部の化学物質管理専門家による評価を受けた結果、化学物質による健康障害防止措置が適切であると認められることを規定しています。このため、一定の客観性は担保されると考えています。
130	適用除外の認定の要件としている基準が甘く、この要件ではほとんどの事業場で現行の有機則等の規制が適用除外対象になってしまう恐れがあり、実効性に乏しいものとする。	適用除外の認定の要件は、事業場に専属の化学物質管理者が配置されるとともに、申請に係る化学物質の作業環境測定結果が全て第一管理区分であり、また、特殊健康診断結果で新たな有所見者がいないことに加え、事業場に属さない外部の化学物質専門家の評価結果から、化学物質障害防止措置が適切であると認められることも求められております。こうした基準を満たした事業場は、事業場の化学物質の管理が一定の水準を満たしていると考えられるため、認定にあたっての十分な基準であると考えています。
131	特殊健康診断の実施頻度緩和の対象となる省令として、有機則等とあるが、「等」には有機則以外に何の規則が含まれるのか。	「等」には、 ・鉛則 ・四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号） ・特化則 が含まれます。
132	特殊健康診断の実施頻度緩和について、作業環境測定の結果は第一管理区分が3回連続していること、健康診断の結果は3回連続異常所見があると認められないこととある。この緩和の条件は、本内容施行後から起算して3回連続した結果を基に判断するのか、あるいは、施行日以前の	特殊健康診断の実施頻度緩和に係る要件については、施行日前に実施された作業環境測定の評価結果及び特殊健康診断の結果を含んで判断していただいて差し支えありません。

	3回分に遡り判断しても差し支えないか。3回の起算時期を提示してほしい。	
133	<p>特殊健康診断の実施頻度緩和について、条件が満たされれば、事業者において実施頻度緩和のタイミングを決めてよいか。</p> <p>また、労働基準監督署又は都道府県労働局への届出や認定申請、報告等は必要か。</p>	<p>特殊健康診断の実施頻度の緩和は、直近の特殊健康診断実施日以降に、一定の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで、各事業者が労働者ごとに判断して行うこととしています。</p> <p>このため、特殊健康診断の実施頻度の緩和にあたり、所管の労働基準監督署や都道府県労働局に対する届出等を行う必要はありません。</p>
134	<p>屋外作業場の作業に従事する労働者で特殊健康診断の実施対象者の場合、特殊健康診断の実施頻度の緩和の規定は適用されるのか。</p>	<p>特殊健康診断の実施頻度緩和の規定の適用については、当該業務を行う場所について、作業環境測定の実施及びその結果の評価が法令で規定されるもののみを対象としています。</p> <p>したがって、法令で作業環境測定の実施及びその結果の評価が義務付けられていない屋外作業場については、今回の特殊健康診断の実施頻度緩和の対象とはなりません。</p>
135	<p>特殊健康診断の実施頻度緩和条件について、「作業環境測定の結果直近の測定を含めて3回連続して第一管理区分に区分されたこと」とあるが、自律的管理に移行した場合、この条件を満たすためには、「ばく露限界値（仮称）」以下に管理する方法として、作業環境測定を定期的を選択する必要があるか。</p>	<p>特化則、有機則等の特別則において、化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定し、特別則における個別規制の適用が除外された事業場については、作業環境測定の実施義務も免除されますが、この場合において特殊健康診断の実施頻度緩和を行う際には、引き続き、作業場の作業環境が第一管理区分相当の水準を維持していることを何らかの手段で評価する必要があります。この具体的な評価方法等については、今後通達等で示す予定です。</p> <p>なお、将来的には、特化則等の特別則で規制されている物質の管理は、自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制は廃止することを想定していますが、それまでの間は現行の個別規制が適用されますので、上記の適用除外認定を受けた場合を除き、引き続き作業環境測定を定期的を実施していただく必要があります。</p>

136	<p>「直近の健康診断実施日からばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと」とあるが大きな影響とは事業者側で判断してよいか。その場合、具体的事例を示した方が事業者間の解釈のばらつきを小さくできるのではないか。</p>	<p>特殊健康診断の実施頻度緩和の可否の判断は、各事業者が行うこととしています。</p> <p>また、「ばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと」については、特殊健康診断の実施対象業務に従事する労働者への当該物質のばく露リスクに変更がないということであり、事業者がこの要件を満たすかどうかの判断を行うに当たっては、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましいと考えています。</p> <p>具体的な考え方については、施行通達においてお示ししております。</p>
137	<p>特殊健康診断の結果について、直近で3回連続異常所見があると認められなかったことを、誰がどのような手段で確認するのか。個人情報保護の観点から、職場で把握するのは難しいのではないか。</p>	<p>特殊健康診断の実施頻度緩和の可否の判断は、各事業者が労働者ごとに行うこととしています。</p> <p>また、御指摘の特殊健康診断における異常所見の有無の把握方法については、事業者は特殊健康診断を実施した場合、当該特殊健康診断結果に基づき労働者ごとに健康診断個人票を作成し、これを5年間保存する義務があり、その過程で収集した特殊健康診断結果に基づき判断することが可能です。（※健康診断の結果については、法令に基づく範囲内で、事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能です。）</p>
138	<p>今回の改正は事業場における自律的な化学物質管理の強化を進めることが主目的と推察しているが、特殊健康診断の実施頻度の減少は、自主的に化学物質の管理を進める上で重要となる労働衛生の3管理の1つである健康管理に関する情報を減じる（あるいはトラブルが発生した場合の対応が遅れる）ことに繋がる可能性があり、問題があるのではないか。</p>	<p>今回の特殊健康診断の実施頻度の緩和については、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（令和3年7月19日公表）において、</p> <p>「海外の動向調査によれば、有害物へのばく露の可能性のある労働者への健診は「1年～2年以内ごとに1回」が主流であり、「6カ月以内ごとに1回」のものは一部のものだけであったこと、近年の職場環境の改善や、業種・作業によっては取扱量が極めて少ない場合があるなど、ばく露が著しく低い労働者に対して、必要以上に健康診断が実施されている可能性があること等から、健康診断の実施</p>

		<p>頻度は、当該物質の危険性・有害性等や労働者のばく露の状況に応じて適切な頻度で実施する仕組みに見直すことが適当である。」とされたことを受けたものです。</p> <p>本改正における特殊健康診断の実施頻度の緩和に係る要件については、産業医学の専門家の意見等を踏まえ、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されているとの判断が可能となる基準を設定しているものであり、御指摘いただいた労働者の健康障害防止（健康管理の機会）の観点でも問題はないものと考えております。</p>
139	<p>作業環境測定の実施について、事業者側が意図的に有害物質の発散が少ないタイミングで測定させたり、作業の方法を変更したりして第一管理区分の判定が出るようにしている場合がある。また、特殊健康診断で所見があるにもかかわらず、産業医が事業所との嘱託契約を解除されたくないために化学物質での所見なしの判断をする恐れがあるので、健康診断の頻度を減らすべきではないと考える。</p>	<p>特殊健康診断の頻度緩和の要件となる作業環境測定の実施及び結果の評価、特殊健康診断の実施等が法令に基づき適切に行われるよう、事業者に対する指導を徹底し、適切な履行確保を図ってまいります。</p>
140	<p>作業環境管理専門家（作業環境の管理について必要な能力を有する者）について、事業所での対応になるか、各部署での対応（事業場単位）になるのかを決めて運用する必要があると考えます。基本は事業場単位と考えます。事業場とは、製造する化学物質に紐付いた各部署であるとの認識で良いでしょうか。</p>	<p>作業環境管理専門家からの意見の聴取は、作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された指定作業場（作業環境測定が義務付けられている作業場）に対して義務付けるものであるため、指定作業場単位での適用になります。</p>
141	<p>作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合や、改善に必要な措置を講じても第三管理区分となった場合に、所轄労働基準監督署長への届出期限は設けられるのか。また、届出を怠った場合に罰則を設けるのか。</p>	<p>作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合や、改善に必要な措置を講じても第三管理区分となった場合においては、さらに測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用、呼吸用保護具が適切に装着されているかの確認、保護具着用管理責任者の選任等の改善措置を講ずることとしており、当該改善措置を講じたときは、第三管理区分措置状況届を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出するも</p>

		のとしております。提出を怠った場合には罰則もかかります。
142	作業環境測定で第三管理区分と評価され改善を行う場合、1回の再測定で結果が良くなり改善を重ねる場合が多々出てくると思いますが、1回の再測定で届出が必要になるのでしょうか。改善継続中として測定は複数回行うことが許容されるなら改善期間はどの程度を想定しているのでしょうか（大規模な改善の場合半年では終わらない）。	作業環境改善に要する時間については、合理的な範囲で考慮されるものですが、原則として改善措置等は直ちに実施する必要があります。御質問のような場合は、改善を行ってもなお第三管理区分である場合として、労働者への保護具の着用等の措置を行った上で、所轄労働基準監督署へ第三管理区分措置状況届の提出が必要です。
143	第三管理区分となっている期間は労働基準監督署への報告が必要となるが、改善し第一又は第二管理区分となった場合は労働基準監督署に報告の必要はあるか。	第三管理区分から第一管理区分又は第二管理区分に改善された場合の労働基準監督署への報告については、不要です。
144	本質的な改善に取り組まない（取り組めない）事業場が多いことから、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する強化措置については、賛成である。 改善可能な場合の効果の確認は作業環境測定の評価でよいと解釈してよいか。一方で、改善困難・改善後の効果なしの場合は、適切な保護具を選定することから個人サンプリングによる作業環境測定を指定したものかを確認したい。	改善措置を講じた場合の濃度測定については、当該改善措置の結果、どの管理区分に該当するかを評価するために行うものであるため、作業環境測定を行うことを想定しています。 なお、改善が困難な場合等の測定方法等については、別途厚生労働大臣告示で定める予定であり、その際、改めてパブリックコメントを行う予定としております。
145	改善が困難で毎回第三管理区分になる現場も再測定が必要か。 また再測定の結果も第三管理区分となった場合、6月以内ごとの個人サンプラー等による測定を行い、呼吸用保護具の有効性を確認することになっているが、個人サンプラー等による測定とは別に、定期の作業環境測定は従来通り継続実施となるか。	作業環境測定結果が継続的に第三管理区分となる場合でも、化学物質の濃度変化など作業環境の適切な把握を行うため、特化則第36条等の規定に基づき、6月以内ごとに1回の定期的な作業環境測定が必要です。 また、第三管理区分からの改善が困難な場合に行う個人サンプリング測定等は、保護具の選択及び有効性確認のための測定であり、作業環境の実態を把握する作業環境測定（安衛法第65条）とは異なるため、定期に行う作業環境測定は別途実施する必要があります。なお、個人サンプリング測定等の方法は、別途厚生労働大臣告示で定める予定であり、そ

		の際、改めてパブリックコメントを行う予定としております。
146	第三管理区分になった時点で報告をし、労働基準監督署の指導を入れる方がよいのではないか。	<p>第三管理区分となる作業場所については、設備等の改善により作業環境の改善が可能な場所と、技術的に改善が困難な場所があり、作業内容や環境も多様です。このため、作業環境の改善に知見を有する作業環境管理専門家の意見を踏まえ、作業場所に応じた改善措置や保護具による対策を事業者が選択できるようにするものです。</p> <p>作業環境管理専門家が作業環境の改善は困難であると判断した場合等は、労働者への保護具の着用等の措置を行った上で、当該改善措置内容等を、第三管理区分措置状況届により所轄労働基準監督署長へ提出することとしており、当該届出を踏まえ必要に応じて所轄労働基準監督署が指導することとする予定です。</p>
147	<p>「作業環境測定結果が第三管理区分である事業場に対する措置の強化」について、有機則等（四アルキル鉛中毒予防規則を除く）に基づく作業環境結果の評価の結果、直ちに作業環境の改善を必要とする「第三管理区分」に区分された場所については、「改善措置の実施及び措置効果確認」の結果、「改善できなかった場合」、「所轄労働基準監督署長に届け出る」と記載されているところ、上記の「有機則等」とは、具体的にどの規則（又は指針）が該当するか。</p> <p>化学物質に係る規則は「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」「特定化学物質障害予防規則」（四アルキル鉛中毒予防規則を除く）は含まれると思われませんが、「粉じん」「騒音」等の化学物質とは関係なく、作業環境測定で「第三管理区分」に区分された場所については、「所轄労働基準監督署長に届け出る」必要があるのか。</p>	<p>第三管理区分における事業場の措置強化関係における「有機則等」とは、「有機則」のほか「鉛則」、「特化則」及び「粉じん則」を指しています。</p> <p>したがって、これらの規則で作業環境測定が義務付けられている作業場については、作業環境管理専門家の意見を勘案しても第三管理区分から改善できない場合は、個人サンプリング測定等の結果を踏まえた労働者への保護具の使用等の措置を行った上で、当該措置の内容について、第三管理区分措置状況届により所轄労働基準監督署長に提出することが必要です。</p>

○ 本改正省令案とは直接関係の無い御意見

<p>1</p>	<p>【「職場における化学物質等のあり方に関する検討会報告書」に関する内容のうち、本改正省令案以外の内容に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS 通知対象物の範囲の拡大に関する御意見 ・ SDS への推奨用途における保護具の種類の記事に関する御意見 ・ 厚生労働大臣がばく露濃度の基準を定める物質及びその濃度基準の設定に関する御意見 ・ 厚生労働大臣が定める濃度基準以下であることを確認するための測定方法、測定頻度、評価方法等に関する御意見 ・ がん原性物質として厚生労働大臣が定めるものに関する御意見 ・ 保護具着用義務の対象となる化学物質等に関する御意見 ・ 今後の特化則等の個別規制の運用に関する御意見 ・ 厚生労働大臣が定める呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法に関する御意見 ・ 作業環境管理専門家の資格要件に関する御意見 ・ 厚生労働大臣が定める労働者の身体に装着する資料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（「個人サンプリング測定等」）に関する御意見 ・ 専門家の確保、育成に関する御意見 	<p>今回の改正省令に直接関係のある内容ではありませんが、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「職場における化学物質等のあり方に関する検討会報告書」に関する内容のうち、今回の改正省令以外の事項について、厚生労働大臣告示等の法令改正を行う際には、改めてパブリックコメントを行うこととしております。</p>
<p>2</p>	<p>【その他の御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省ホームページの「化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）」に関する御意見 ・ SDSの通知方法について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び毒物及び劇物 	<p>いただいた御意見は、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>

<p>取締法（昭和 25 年法律第 303 号）との整合性に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ 欧米の SDS のルールに関する御質問・ 特定の混合物について営業上の秘密に該当するか否かの御質問・ JIS の改正予定に関する御意見・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）との整合性に関する御意見・ SDS の記載事項に関する御意見及び御質問・ リスクアセスメントの対象となる物質及び作業範囲に関する御意見及び御質問・ リスクアセスメントの実施方法に関する御意見及び御質問・ 政府（国）による GHS 分類のあり方に関する御意見・ 作業環境測定の実施方法に関する御意見・ 化学物質を取り扱う際の保護具の選択に関する御意見・ 職場における今後の化学物質の自律的管理に関する御意見・ 相談窓口の設置等、中小企業等への支援に関する御意見	
---	--